

令和7年度 香川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議(代表者会議)
議事概要

日時：令和7年8月29日 金曜日 午後2時～4時

場所：県庁本館 12 階第 5 会議室

出席者：別添のとおり

(1)【議題1】女性相談等の状況について(14:05～14:40)

◆各機関から説明

- ① 香川県子ども女性相談センター女性課長から <資料1> 1～6P の内容に沿って説明
- ② 香川県警察本部人身安全・少年課長から <資料1> 7P の内容に沿って説明
- ③ 香川県男女参画・県民活動課長から <資料1> 8～9P の内容に沿って説明
- ④ 香川県障害福祉課長から <資料1> 10P の内容に沿って説明

◆【議題1】についての質疑

事務局から質疑を求めたところ出席者から発言はなかった。

(2)【議題2】かがわ困難な問題を抱える女性等支援計画の取組状況及び指標評価について(14:40～14:45)

◆事務局から<資料2><資料3>について説明

◆【議題2】についての質疑

事務局から質疑を求めたところ出席者から発言はなかった。

(3)【議題3】個別ケース検討会議について(14:45～14:50)

◆香川県子ども女性相談センター女性課長から <資料4> について説明

- ・個別ケース検討会議とは、関係機関と連携しながら、本人の自己決定・自己選択を尊重し、自立に向けた支援方針を検討していく。
- ・オーダーメイドの支援。自分の人生を切りひらいていけるようなサービスの提供。丁寧なソーシャルワーク。
- ・対応した個別ケースとしては、幼少期から親からの虐待を受けていた知的ハンディがある若年女性で、療育手帳の取得や就労、福祉サービスにつないだケースや、DV 被害者で、加害者の子を妊娠中のため病院も交えてケース会を実施したケースがある。

◆事務局から【議題3】について、質疑

◆香川県保健福祉総務課長

- ・今後についての要望として、一時保護や施設入所で女性自立支援施設を利用した方が施設を退所する際にケース検討会を実施していると思うので、その件数を教示してほしい。

(4)意見交換(14:50～15:30)

◆事務局から2点の協議題を提起

①【協議題1】

個別ケース検討会議において、個別ケースの支援を実施する上で生じている課題や、今後望まれる資源や連携の形などについて、議論されているものがあればこの場で共有し、今後支援を円滑に行うための環境整備に繋げたい。

◆香川県子ども女性相談センター女性課長からケース会での課題について報告

- ・DV 被害者や困難を抱える女性の一時保護は、対象者本人の意思に基づき行われるもので、一時保護先の施設等で児童を保護する場合は、その対象者が同伴する児童としての取り扱いとなっている。児童福祉法による一時保護とは異なり、これらの児童が学校を欠席する場合の学校への連絡については、児童を監護している対象者から学校に連絡してもらうこととしている。その際、対象者から詳細な状況等の説明がない場合もあるが、これは、DV からの避難が目的の一時保護の場合、対象者やその児童の居場所等の情報については、対象者等の安全確保の観点から、秘匿して対応する必要があるからである。

児童福祉法の一時的保護等の仕組みについては、学校においても認知されているが、それに比べてDV等の保護や支援の仕組み浸透していないと感じる。保護したあと速やかに連絡がなかったのかなど疑問を持たれ、学校に詳細を伝えられないあまり、不信感を招くケースもあったのではないかと感じる。

- ・当センターでは一時保護解除者や女性自立支援施設退所者について、アフターフォローとして訪問や電話による支援をおこなっているが、より丁寧に対象者の生活に身近な支援、相談先の選択肢を持つためにも、市町による支援は重要と思っている。
- ・要保護児童対策地域協議会の取扱いになっていないケース(単身女性)は、地域で継続した支援を受けられる仕組みがない。トラウマを抱えて、再度、DVにおちいるケースもあるため、地域で長期に支援を受けられる仕組みや、秘匿性が求められるケースの支援機関同士の情報共有の仕組みづくりが必要である。

◆高松市こども女性相談課長

- ・高松市では令和7年4月、相談員1名が異動で替わった。対応する人が替わると、相談が途切れ、必要な要望だけが残る。異動があった場合、2人体制で相談に応じるなど、相談が途切れないようにしている。支援は途切れてはいけない。

◆民間支援団体

- ・県からの委託事業では、支援できる機関等が限定的となるため、民間シェルター等を退所後、支援が途切れないう、ゆるやかな支援に移行できればよい。

◆母子生活支援施設

- ・退所後にどうしているのだろうと心配することはあるが、本人からの連絡がない限り連絡がとれないので状況が分からない。本人からのフィードバックをもらって、支援の振り返りもしたい。退所の際に、つなぐ先に家族の特性や「こういうことに困っていた」「こうやって対応した」などのケース情報も伝えられたらと思うが、市外に転居する場合などは、現状転出先での対象者の情報は転出先の機関から教えてもらえないので伝えられない。

◆香川県弁護士会

- ・支援機関における個人情報の共有と守秘義務との関係については、今この場で整理することは難しいが、そんなこともできないのかという感想である。

◆香川県子ども女性相談センター所長

- ・児童相談所においては、自治体間を越えてケースを引き継ぐ際、情報の温度差が生じないように対面で行うなど、情報の引き渡しは丁寧にするようにしている。
- ・個人情報保護と守秘義務というはあるが、本人が望んで「次はこういうことをお願いしたい」というようなことを伝えられるツール(障害福祉課で作成していたサポートファイル「かけはし」のようなもの)があればよいのではないかな。

②【協議題2】

相談窓口等とつながっていない(つながれない)困難女性等に対してのアプローチについて

◆事務局から趣旨説明

本県では、昨年2月に行政機関等に繋がっていない孤立した産婦による乳児の死体遺棄等の事件が発生している。自分からSOSを発信できない(しない)方や、相談窓口や支援機関の存在を知らない困難女性等に対し、行政機関等が必要な情報を届

け、支援につなげるために、どのような方策が考えられるか等について、ご意見を伺いたい。

◆香川県子ども女性相談センター女性課長

- ・高等学校、専門学校、大学等で交際相手からの DV(デート DV) 予防のための出前講座を実施している。今年度、初めて社会的養育経験者の支援を行う場所で、児童養護施設等入所児童や、自立援助ホーム等の職員を対象に出前講座を行った。施設退所後、児童相談所や施設とつながりがなくなったら相談する先がないと思わず、相談先はあるということを知ってもらいたい。

また、この講座では、人と人との境界線や本人が被害者、加害者にならないこともそうだが、友達から相談を受けたらどうするといったアプローチもしている。

- ・地道な活動であるかもしれないが、続けていく意義はあるのではないかと感じる。
- ・発見するための網の目のサポート体制。発信するサポートや、情報提供をどのようにしていくか。

◆丸亀市子育て支援課長

- ・周りの目が見つけてくれることと、つながった後のネットワークが大事である。

◆香川県医療ソーシャルワーカー協会

- ・医療現場においては、子ども、高齢者、障害者については通報義務があるが、女性については任意となっている。本人に必要なと言われてしまえば、それ以上の支援につながらない。アセスメント研修も実施しているが、怪我がない場合、ソーシャルワーカー(SW)に繋がらないケースがある。看護師にアンテナを張ってもらい、SW に繋がるよう院内での周知が必要である。

◆事務局

提起させていただいた一つめの協議題については、地域で対象者の自立した生活を支える長期的な支援が行なえる仕組みの構築や、DV 被害者等の避難や一時保護の仕組みについての認識の共有と、情報共有の仕組みづくりが課題であることが確認された。

また、2 つめの協議題については、直ちに解決策が得られるものではない難しい課題であると思われるが、本日いただいたご意見やエピソードを、後日開催が予定されている実務者会議において共有し、更に検討を行っていくこととしたい。

【全体を通しての質疑】

事務局から質疑を求めたところ出席者から発言はなかった。

【事務局からの周知事項】

- ・民間シェルターについて資料提供。女性相談の窓口から連絡があれば対応する。
- ・DV 講演会の案内。
- ・今後の支援調整会議について周知。

※令和7年度 支援調整会議(実務者会議)を令和7年10月24日(金)開催予定